



目 次	
古文書の世界「幕末社会の活力と規律」	2
残そう記録遺産～情報公開条例等の改正の要点～	3
公文書館・文書館の役割	
～公文書館専門職員養成課程を履修して～	4
文書記録を残す意志	5
講座紹介	6
文書館のあゆみ	7
「徳島の古文書を読む会」動向	7
古文書講座のご案内	8
文書館の利用案内	8

阿波国那賀郡全図 (写本)

明治期の徳島県南部那賀郡の図面写本である。那賀郡各村ごとにきれいに塗り分けられており、昭和30年代に進められた町村合併前の役場・学校・郵便局等の公共機関の位置が正確にわかる。また、昭和26年(1951)に編入された現在の木頭村および上那賀町の一部はまだ含まれていない。

阿南市加茂町 湯浅家文書 65×140 (cm)

第24回資料紹介展
「徳島の風景パート2 建築物の写真を中心に」

平成14年5月1日～8月4日
徳島には、江戸時代以来のすばらしい建築がたくさんあった。ところが、空襲等もあり、現在では戦前の建物がほとんど残っていない。そこで、当館に保管されている写真をおして、徳島における歴史を感じる建築やモダンな近代建築の一端を紹介していきたい。

第24回企画展「豪商 志摩利右衛門とその時代」

平成14年8月6日～10月27日
理財の才に富み、大藍商となった志摩利右衛門は、藩債整理の献策をするなど幕末維新期の藩政に深く関与するとともに勤王の志士を支援するなど活躍した。本展示では、当館保管の志摩利右衛門に関する史料を中心に幕末から明治にかけての社会の動きの一端を紹介していきたい。

第25回企画展
「近世社会を創出した文書 検地帳」

平成14年10月29日～15年2月2日
豊臣秀吉が全国的に実施した検地により、土地の生産高や村高・知行高が米で表示される石高制が成立し、近世社会が創出された。そこで、当館に保管されている天正・慶長検地帳や新開検地帳、その他検地に関する文書をおして、検地帳が果たした役割について考えていきたい。

歴史講演会「近世農村の成立と展開」(仮題)
講師 水本邦彦氏 (京都府立大学教授)

とき：平成14年11月10日(日)
ところ：二十一世紀館イベントホール

残そう記録遺産

情報公開条例等の改正の要点

吉成 眞佐人

西欧各国では十九世紀から、一定年限を経た公文書を「アーカイブズ」として保存し公開する制度を整備してきた。我が国においても、昭和六十二年に「公文書館」が設置されるとともに、公文書保存の重要性が認識されつつあるところである。

徳島県においては、「情報公開条例」の全面改正、「公文書管理規則」の制定及び「文書規程」の全面改正等制度面での整備がなされた。そこで、公文書関係の改正点を中心に、この制度について触れてみることにする。

一 徳島県情報公開条例の全面改正

(一) 背景

国において、国民に信頼される公正で民主的な行政の推進を目的とした「情報公開法」が平成十一年に、「同施行令」が平成十三年に制定されている。また、「地方分権一括法」も平成十二年四月から施行され、本格的な地方分権時代を迎えている。

徳島県においても高度情報化の進展や情報公開を取り巻く環境は大きく変化してきている。

これらに対処するため、平成元年に制定した「徳島県情報公開条例」が平成十三年三月に全面改正され、十月から施行されている。

(二) 改正の趣旨

県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資するためである。

具体的には、
① 県民に県政に関する情報を知る権利を

保証すること。

② 県の責務として、県民に県政の諸活動を説明すること。

③ 県民に公文書の公開を請求できる権利を与えること。

④ 情報公開の総合的な推進を図ること。

公文書公開制度及び情報公表制度を運用させながら、県の保有する情報は、原則公開とする。ただし、プライバシーの保護に関しては最大限の配慮を要する。

⑤ 県政の透明性を高め県民との情報の共有を図るため、公文書などの公開範囲をできる限り拡大する。

(三) 実施機関の拡大 (二条関係)

知事部局、教育委員会、人事委員会など十機関に新たに県議会、県公安委員会、県警を加えた十三機関に拡大された(ただし、公安委員会、県警は平成十四年四月から実施される)。

(四) 公文書の定義の拡大 (二条関係)

「組織的に用いるもの」として、実施機関が保有している「文書・図画及び写真(マイクロフィルムを含む)並びに電磁的記録」が公文書として定義された。

(五) 公文書の管理 (三十二条関係)

ア 公文書の適正管理
実施機関の責務として、公文書を適正に管理すべき旨が明確化された。

イ 公文書の管理に関する定め
この規定により、各実施機関は必ず文書管理の定めを設けなければならない。その内容も情報公開制度に対応するものでなければならぬ。

(六) 公文書目録作成の責務 (三十三条関係)

この制度を利用する県民等の便宜を図るため、公文書目録を作成することを実施機関の責務として定められた。

二 徳島県公文書管理規則の制定 (知事の事務部局関係)

(一) 背景

情報公開制度が的確に運用されるためには、文書管理が適正に行われていることが不可欠であり、その意味で情報公開と文書管理は表裏一体ということができるといえる。

従来、文書管理は、行政事務の効率的執行という目的のために行われてきたが、それに加えて県民への説明責任を全うする観点から、情報公開に適切円滑に対応できるための文書管理制度を確立する必要があった。

(二) 公文書の管理の原則 (三条関係)

公文書は、その作成又は取得の年月日等が分かるようにしておかなければならない。

(三) 公文書の保存期間の変更 (六条関係)

従来の公文書の保存期間は、永年・十年・五年及び一年の四区分であったのが、三十年・十年・五年・三年・一年及び一年未満の六区分に変更された。永年保存の廃止により、すべての公文書の保存期間が有期限となった。保存期間の基準は、別表(省略)に掲載されている。

(四) 公文書の県立文書館への引き渡しと廃棄 (九条関係)

公文書は、その保存期間(保存期間が延長された場合にあっては、延長後の保存期間)が満了したときに、徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものとする。ただし、特別の理由が生じたときは、公文書の保存期間が満了する前に廃棄することができる。

(五) 公文書の廃棄の特例 (十条関係)

監査、検査等が終了するまでの間・訴訟が最終するまでの間・不服申立てに対する裁決又は決定の日の日から起算して一年間及び情報公開請求に対する決定の日の日から起算して一年間は、廃棄してはならない。

三 徳島県文書規程 (知事の事務部局関係)

係

(一) 三十年保存文書目録の作成 (二十七条関係)
主務課長は、保存期間が三十年の文書について、毎年度当初に三十年保存文書目録を作成しなければならない。

(二) 総務課長への文書の引継ぎ等 (二十八条関係)
主務課長は、文書(保存期間が五年以上の文書)の引継ぎをする場合は、文書引継書により、総務課長に引き継ぎなければならない。

この場合において、引継ぎをする文書のうち保存期間が三十年のものについては、三十年保存文書目録を添付しなければならない。保存期間が三年以下の文書は、主務課において保存しなければならない。

(三) 廃棄文書目録の作成と県立文書館長への送付等 (三十条関係)

① 総務課長又は主務課長は、廃棄しようとする文書の保存期間が五年以上であるときは、廃棄文書目録を作成し、徳島県立文書館長に送付しなければならない。

② 総務課長又は主務課長は、協議の結果歴史的文化的価値を有するものとして選別された文書については、速やかに、文書館長に引き渡さなければならない。

(注) 右は、本庁における文書の取扱いの一部である。出先機関における文書の取扱いについては、紙面の都合もあり省略する。

情報公開制度等を適正に運用するとともに、公文書を記録遺産として生かし県民の共有財産として位置づけ、歴史的文化的資料として保存活用を図るとい意識改革が必要である。

(副館長)

古文書の世界

漁村文書が伝える若者たち
幕末社会の活力と規律

海部郡由岐町浜名家文書「草案」より

松本 博

若者たちのエネルギーは、時代を超えて「世間」の価値観からはみ出ようとする。おとなや支配者がつくった秩序や規範のなかに収まろうとせず、それをのり越えようとする。世相に「混乱」や「不安」があったり、政治の腐敗が顕在化したときにはとくにそれはげしく吹き出される。そこにはつぎの時代を準備しようとする価値が働いているというべきなのだろう。

ここに紹介する、幕末漁村の若者が雇い主と「世間」に自己規制を誓った「御請書之覚」はそのことを物語っていて興味深い。時代は元治元（一八六四）年のことである。

(マイクロフィルム本館蔵)

解説文

木岐浦若者共向後心得方御取究二付御受判奉指上帳之控

仕上御請書之覚

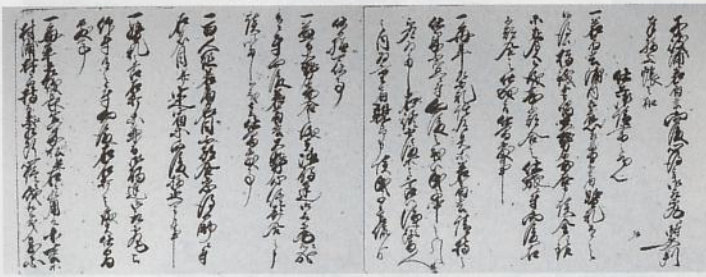
一、若者共浦内相応相暮候者婚禮有之候得八樽銭与申唱大勢奇合申談金銀等相食候儀甚不都合之仕成二付向後右不都合之仕成方仕間敷事

一、毎年祭礼諸道具等若者共請持之仕来不宜二付向後之儀八氏子中之引受二るたし右修覆等之節八漁頭百人之内為重者親布申談氏子一統より仕候様可仕事

一、兼而大勢奇合之儀者御触達御取究二相成候二付向後若者共大勢心候二奇合之申談いたし候義者仕間敷事

一、百人組若者名目不都合悪得筋二付右名目并定宿等向後指止可申事

一、婚礼之節石打等兼而御触達御取究被仰付有之候二付向後右石打之儀者仕間敷事



一、毎年左儀長真木松ならびに右にあい用い候小松など村浦林二而持主江不相断心候二伐取候義甚不宣仕来二付向後持主へ不懸合心候二伐取候義且又右二付店方等へ不都合奇察之仕向等仕間敷事

一、浦内人別之者質入二るたし有之衣類不漁等二而盆正月祭礼之節質請難出来候得八若者へ頼出若者共大勢質屋へ罷出懸合借受候仕成甚不宣二付向後右様之義仕間敷事

一、土地店方米麦不自由又者少々米麦高直之売方等有之節者若者共大勢詰懸取調いたし候仕成甚不宣二付向後万一右様之義有之節者取調方所役人江不申出不都合之仕成等仕間布事

一、右の外不依何事若者共奇合不都合奇察之仕成方仕間敷事 (以下略)

読み下し文

木岐浦若者共、向後心得方御取究に付き御受け判指し上げ奉る帳之控

仕り上る御請書之覚

一、若者共、浦内相応あい暮らし候者、婚礼これあり候得ば、樽銭と申し唱え大勢奇り合ひ申し談し金銀などあい食り候儀甚だ不都合之仕成に付き向後右不都合之仕成方仕の間敷き事

一、毎年祭礼諸道具など若者共うけ持ちの仕来たり宜しからざるに付き向後の義は氏子中の引き受けにいたし右修覆などの節は漁頭百人

の内重なる者親しく申し談し氏子一統より仕り候様仕るべき事

一、兼ねて大勢奇り合ひの儀は御触れ達し御取り究めに相成り候に付き向後若者ども大勢心の俣に寄り合ひの申し談じいたし候義は仕の間敷き事

一、百人組若者名目不都合悪得筋に付き右名目ならびに定宿など向後指し止め申すべき事

一、婚礼の節、石打ちなど兼ねて御触れ達し御取り究め仰せ付けられこれあり候に付き向後右石打ちの儀は仕の間敷き事

一、毎年、左儀長真木松ならびに右にあい用い候小松など村浦林にて持主へあい断らず心の俣に伐り取り候義甚だ宜しからざる仕来たりに付き、向後持主へ懸け合はず心の俣に伐り取り候義且又右に付き店方などへ不都合奇察の仕向きなど仕の間敷き事

一、浦内人別の者質入れにいたしこれある衣類不漁などにて盆正月祭礼の節質請難出来難く候得ば若者へ頼み出で、若者ども大勢質屋へ罷り出で懸け合ひ借受け候仕成甚だ宜しからざるに付き向後右様之義仕の間敷き事

一、土地店方米麦不自由または少々米麦高直の売方などこれある節は若者ども大勢詰懸取調いたし候仕成甚だ宜しからざるに付き向後万一右様之義これある節は取り調べ方所役人へ申し出ず不都合之仕成しなど仕の間敷き事

一、右の外、何事に依らず若者共奇り合ひ不都合奇察の仕成し方仕の間敷き事 (以下略)

用語解説

樽銭 祝儀などで酒のかわりにだす金銭。樽代のこと。

氏子 氏神を祀る子孫。うじびと。

漁頭 漁師家族の家長。

定宿 漁村に設けられた若衆宿。

左儀長 小正月の火祭り行事。一年間の無病息災を祈る正月行事。どんと焼き。

奇察 きびしくせんざくすること。(主任専門員)

文書記録を残す意志

金原 祐樹

徳島県立文書館の大先輩から話を伺う中で、未だに耳に残っている言葉に「辞める準備をせなあかん。」があります。それは、長年の館勤務の中でどうしても少しずつ貯まってきた資料の中で、自分なりに後輩のためにいるもの、いらぬものを分別し、整理を徹底的に行う時に発せられた言葉でした。そこには、簿冊に目次を入れるなど資料の整理を進めて残すこと、また使用しないとと思われるものに対しては思い切った廃棄をすることで、自分が持たれている情報を使いやすい物に整理し、次世代以降の人びとの迷惑にならないようにという明確な意志が感じられました。

乱雑なまま資料の引継を受けるのと、次の人が困らないようにという意志が働いた資料の引継を受けるのでは、引継を受けたものの資料への印象は随分違います。他人に情報を伝えようとするれば、その他人に情報を受け取る意志があったとしても、資料を残していくものの側にも努力が必要となるのです。またその意志が世代を超えて繋がらなければ歴史資料の保存ということにはなりません。歴史資料保存には、現在だけでは未来を見つめる目が必要なのです。

玉石混淆の情報の場合、石が目立つ情報であれば廃棄されるのみです。やはり玉の部分を目立たせる様な整理作業を欠かすことはできません。

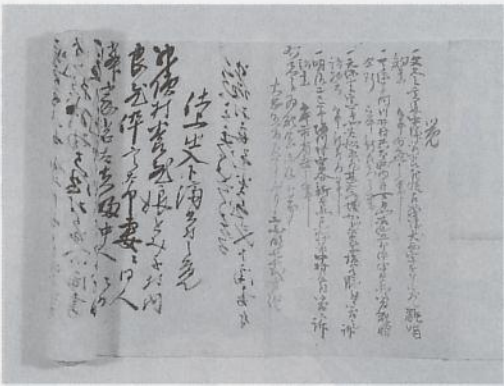
文書館という組織は、文書等の情報媒体を通じて、過去の出来事を少しでも未

来へ伝えていこうとする意志を持った機関といえます。選別により思い切った石を捨てる仕事と、石を磨いて玉にする資料整理や修復といった仕事をバランスよく行い、少しでも多くの玉と呼べる資料を未来に残そうと努力しているのです。

保存の意志を感じる古文書

これまで、徳島県立文書館に収蔵されるまでに残されてきた多くの古文書を見ると、長年の間に何度か資料整理が試みられているものがあり、その痕跡が残っています。その中には、何世代に渡って、家という組織の歴史資料として必要であろうと考えられるものを、整理者なりの解釈やその資料の伝承を書き加えて残されてきたものがあります。趣味的な傾向を持つものもありますが、次世代以降に禍根を残さないようにという意志が感じられるものが多いのです。

例えば、先日当館と県立博物館に分割して収蔵されることになった神山町の大栗家文書があります。この古文書の多く



大正5年に目次が付けられた古文書の巻物
(大栗家文書)

は大栗家が庄屋などの村役人をしていたと思われる江戸時代後期から末期にかけてのもので、その後、明治時代から大正時代にかけて当主であった大栗太郎兵衛という人物の手がかなり入っていることがわかります。太郎兵衛は、地域の歴史に大変興味を持っていたようで、検地帳・棟付帳などの村の重要な公文書にはかなり修復の手を入れていました。また、自分に興味がある文書は分類をして巻物の形にするという一定の方法で保存を図っていました。これらは、約十箱の木箱に入れられ、かなり厳しい家訓の下で家に伝わってきたものと聞いています。この外にも、村役人として多くの資料や帳簿があったと考えられますが、それらは色々な場面で廃棄され失われたのでしょうか。しかし、この十箱の古文書だけは欠けずに残ったのです。大栗太郎兵衛の文書資料保存者としての強い意志が今も生きていると考えてよいのではないのでしょうか。

危機に瀕している自治体の公文書

現在、各自治体に残されている歴史的な公文書は、情報公開によってかえって危機に瀕しています。さらに、平成十六年度末までと終着点が決められた形で押し進められている市町村合併という荒波が押し寄せてくる現状があります。何も意志を持たなければ、一斉に廃棄だけが行われ、玉も石も全て波にさらわれて失われるだけになりかねません。まず、内部にいる人々が、日々の業務に追われ今を追いかけるだけではなく、未来にどんなことを残すのか、またどんな形で残すのかを本気で考えてもらわなければなり

ません。しかし、これは自治体内部からだけの問題でとどまるものではありません。すでに自治体の域内に住民として、どのような文書記録を未来に向けて保存して残していくのかを、地域全体で考える取り組みも始まっています。

例えば、池田町を始めとした三好郡の自治体では、旧小学校の校舎などに廃棄公文書を保管することを自治体職員のOBらが中心になって始めています。とにかく、まずは捨てるに留まらずに整理・閲覧への道は、まだ見えていないようですが、今後、さらに継続的な活動や文書資料を残していくためには多大な努力が必要だと考えられます。しかし、まず歴史資料として自治体の公文書を残すという意志を示されたことは重要な一歩と言えるのではないのでしょうか。

市町村合併に向けて

その地域にとって歴史的に必要な行政文書というものは必ずあるはずですが、市町村合併は、そうした歴史的公文書を捨てることを目的に行われることではありませんが、歴史資料を残していくという意志が無く、収蔵庫が狭いなど物理的な理由だけが重視されれば、全てが簡単に廃棄の対象となる危機であることは間違いありません。

このような危機感から一歩前へ進むためには、まず歴史に関心のある我々が、歴史資料を残しておく必要があるという強い意志を、多くの人に感じてもらうところから始まると思うのです。

(事務主任)

公文書館・文書館の役割

公文書館専門職員養成課程を履修して

宇山孝人

国立公文書館主催「平成十三年度公文書館専門職員養成課程」において、公文書館の役割に関する有意義な講義をたくさん拝聴した。その一端を紹介したい。

「記録保持と公文書館の役割」

国立公文書館理事 大濱徹也氏

資料料をはじめとする諸記録が、今に至るまで残されてきたのは、組織を継続的に維持・運営するために必要であったからである。つまり、記録保持は、今ある組織を合理化し、活性化し、より有意義化していくかという意味で重要なのである。そして、役所の記録は役人が仕事をしてきた証であり、役人は自分の軌跡を公務員としての誇りをもって記録していくべきであると言われる。さらに大濱氏は、「歴史を描くとは、政策を過去にさかのぼって検証することにより、政策を変えていくことである。公文書を評価・選別し、管理保存・公開していく文書館は、過去の政策を問う中で現代を語り、明日の政策を生み出していく役割を果たすべきである。」と積極的に説かれた。

評価・選別論②実習

神奈川県立公文書館

神奈川県立公文書館の職員は、正規職員二十八名(内、行政資料課十三名、郷

土資料課八名)で、その上に非常勤職員六名という構成である。神奈川県では、館長の権限で公文書の評価・選別が行われている。この評価・選別を着実・迅速に行うため、「公文書等選別基準」「公文書等選別のための細目基準」「公文書選別マニュアル」を作成している。そして、年間約一万箱(本庁三千箱、出先七千箱)の公文書を、行政資料課職員の手で、年度内に現物をチェックしながら評価・選別をしている。この実際に現物を見ながら評価・選別するということが実にすばらしいと思った。また、ここでも埼玉県立文書館と同じく、五年・十年・三十年保存文書用の中間保管庫があり、その役割の大きさを実感した。午後には、実際に現物を手にしての公文書の評価・選別実習を行った。改めて保存か廃棄かの判断の難しさを考えさせられた。そして、現物を見れば見るほど、廃棄文書目録だけからでは、的確な評価・選別はできないと思った。

「情報公開と個人情報の保護」

京都大学法学部教授 錦織成史氏

個人情報保護の保護であるが、行政文書が公文書館に移管されても、個人情報は非公開の対象になっており、個人情報のコントロール権を奪ってはならない。公文

書館で管理している歴史的文化的に価値ある資料も個人情報コントロール権を超えるものではない。公文書館に移管される歴史的文化的に価値ある資料として保管されているものは、情報公開法と同じく誰にでも見せる一般公開が原則であるが、個人情報については個人の情報コントロール権と衝突する。利用する側と管理し利用させる側との利用規則の作り方が大切であり、一般利用はさせない特別利用として、歴史研究・学術研究という目的にしたがった利用にし、個人の利益が害される程度をできるかぎり少なくしていくことが必要ではないか。そのためには、特別利用ルールの整備が必要である。

また、公文書館には情報公開法における情報公開審査会のような第三者会がないので、公開・非公開の判断については一層の責任がある。公文書館の運用に関して第三者会を作る必要があるのではないか。

情報公開をめぐる、個人情報に配慮しながら、どのように公開すればよいかについて、たいへん参考になった。

「紙史料の劣化と保存環境」

東京藝術大学大学院 稲葉政満氏

この講義で、大変参考になった第一は、史料保存プロジェクトの箇所である。特に、災害時に備えての災害予防マニュアルの作成である。日ごろから火災・水害などを念頭に危機管理マニュアルを作成し、臨時凍結保存施設の確保、

ポリエチレン袋の準備、対策チーム、緊急連絡先、救助対策物の優先順位などを決めておく必要性を痛感した。第二は保存科学情報源を教えていただいたことである。今後の業務に生かしたいと思う。

以上のような講義・実習以外に、アメリカの国立公文書記録管理庁NARAの役割やフランスの国立古文書学院におけるアーキヴィスト養成と各省庁への派遣システム、歴史資料論、次世代インターネットの課題等々、視野を広げ、公文書館の役割が何たるかを考える講義をたくさん受講させていただいた。

この研修を終えて、私たち文書館職員は、生きた証としての歴史を直視・点検し、次の新しい活動に資するために、文書そのものを残そうとする積極的姿勢と評価・選別力のためまざる向上に努めなければならないと、心底考えるようになった。

(主査兼古文書係長)



「公文書管理・保存講座」(当館主催)

文書館のあゆみ

(平成13年7月～12月)

7月2日 第13回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議(国立公文書館3日)

7月6日 四国大学資料調査

7月11日 館内同和問題研修会(第1回)

7月14日 第5回古文書講座(棟付帳Ⅱ)

7月18日 文書館資料調査員会議(第1回)

7月23日 文書館協議会(第1回)

7月26日 古文書保存講座(27日)

7月28日 第6回古文書講座(徳島の「おかげまいり」の史料を読む)

7月31日 平成13年度教員初任者研修講座(文化施設研修)

8月4日 文化の森同和問題啓発資料展(文化の森5館共催12日)

8月7日 第22回企画展「阿波の自由民権運動」(10月28日)

8月11日 平成13年度社会科・地歴科・公民科研修講座(文化施設研修)

8月12日 第7回古文書講座(徳島の「奉公人」関係文書を読む)

8月25日 全史料協近畿部会第18回公文書研究会(大阪市立西区民センター)

9月8日 第8回古文書講座(徳島の「五年切証文」等の証文を読む)

9月9日 第9回古文書講座(徳島の「秤改」に関する文書を読む)

9月13日 公文書館専門職員養成課程前期(国立公文書館22日)

9月22日 日和佐農林事務所資料収集

9月28日 第10回古文書講座(徳島の「細川常有感状」等を読む)

10月2日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会役員会(第2回大阪市公文書館)

10月6日 文化の森管理職員同和問題研究会

10月10日 八万南小学校児童施設見学

10月14日 第11回古文書講座(蜂須賀忠英・茂詔などの書簡を読む)

10月16日 公文書管理保存講座(11日)

10月20日 歴史講演会「自由民権運動と徳島」(講師稲田雅洋氏 21世紀館イベントホール)

10月27日 全国都道府県史協議会(第32回 岐阜市)

10月30日 第12回古文書講座(踊見旅日記を読む) 閉講式：終了証書交付

10月31日 第1回歴史講座(古代阿波の水上交通)

11月4日 第23回企画展「歴史の宝箱」文書館・公文書館の役割(14年2月3日)

11月6日 館外同和問題研修(大阪人権博物館 第51回特別展「絵図に描かれた被差別民」見学2班11月1日)

11月10日 史料管理学研修会(11日 富山市)

11月13日 第27回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(9日 長野市)

11月13日 第2回歴史講座(中世阿波における仏教文化)

11月24日 公文書館等職員研修会(14日 東京)

11月25日 徳島の古文書を読む会新規入会者説明会

12月4日 公文書館専門職員養成課程後期(12月8日 国立公文書館)

12月6日 職員健康診断

12月15日 同和問題啓発資料展「識字」(文化の森5館共催 9日)

12月19日 中国・四国地区文書館等職員連絡会議(7日 山口県立文書館)

第3回歴史講座(阿波豊国神社と慶長期の徳島藩)

館内同和問題研修会(第3回)

県庁内行政資料収集

「徳島の古文書を読む会」動向

外園 英彦

当館二階の講座室からなごやかな雰囲気が出まわります。今日は「徳島の古文書を読む会」例会の日です。

文書館の活動の一環として、毎年「古文書講座」が開講されています。当館が所蔵している徳島の代表的な古文書を、のべ十二回にわたって解説・解説するもので、多くの方々に参加していただいています。そして、講座終了後も、さらに古文書に興味を持たれた方々によって開かれていた勉強会、それが「徳島の古文書を読む会」です。

「徳島の古文書を読む会」は、現在およそ百人の会員が七組に別れて活動しています。活動のスタイルは組によって様々ですが、どの組も毎月一、二回例会を開いて、『蜂須賀家文書』を中心としたテキストを輪読し、毎回活発な意見交換が行われています。使用しているテキストを見てみますと、一口に『蜂須賀家文書』といっても内容は多様であることがわかります。一組は五代藩主綱通の頃の「大坂商人和屋金銀出入公訴一件」、二組は享保年中の「在府仕置帳」、三組・四組は十代藩主重喜帰国中の藩内の事績を記した「在国日記」、六組では「裁許所記録」など主として藩士の訴訟を取り扱う裁許所と呼ばれる役所関係の古文書を読んでいます。その他にも五組は『多田家文書』から「南朝以来地震抄録」を、この度新設された新組は『西野・多田家文書』の「二狂談」を読むことになっています。また、

各組個別の活動だけではなく、合同学習会や歴史巡見など全体での活動も随時行っております。

さて、この「徳島の古文書を読む会」は、これまで順調に活動を続けてまいりました。古文書と身近に接し、そこから江戸時代の徳島藩政や庶民の生活風景などをひも解いていくことの楽しさ、あるいは難読な文字や文章、特殊な用語や言い回しについて、意見を出し合って解説したときの充実感を、会員の皆さんも感じていることと思います。しかし、何にも増して活動を続けていく上での大きな喜びになること、それは活動の成果が目に見える形となって現れることではないでしょうか。これまでも各組が合同で、それぞれが読み解いたものを『史料集』という形にまとめて刊行いたしました。現在も第二集刊行の準備をしているところですが、校訂作業が長期にわたることが予想されるために、その間解説した古文書が山積み状態になってしまう恐れもあります。そこで今後は、各組が独自に刊行することによって、そのような問題を解決するとともに、それぞれの趣向を凝らした個性的な『史料集』を作成することも、またおもしろいと言えるのではないのでしょうか。

これからも、これらの活動を通して、より多くの方々に古文書に興味を持っていただき、歴史を探究することの楽しさを、ご理解いただけるよう、尽力してまいります。と思います。

今日の会で、どのような歴史が発見されたのか、とても楽しみです。

(文化推進員)

講座紹介

文書館では、歴史資料の活用や保存について広く考えていたため、いくつかの講座を開催しています。平成十四年度も開講予定ですので、積極的にご参加ください(敬称略)。

古文書講座(五月～十月、全十二回)

初心者を対象にして、古文書読解の手ほどきをする講座です。

【平成十三年度の講座内容と講師】

- ① 古文書読解辞典とその使い方
 - ② 徳島の検地帳を読む
 - ③ 「阿波名所図会」(仮名文字)を読む
 - ④⑤ 「棟付帳」を読むⅠ・Ⅱ
 - ⑥ 徳島の「おかげまいり」の史料を読む
 - ⑦ 徳島の「奉公人」関係文書を読む
 - ⑧ 徳島の「五年切証文」等の証文を読む
- 以上、徳島県立文書館職員
- ⑨ 徳島の「秤改」に関する文書を読む
松茂町歴史民俗資料館学芸員 松下師一
 - ⑩ 徳島の中世文書「細川常有感状」等を読む
鳴門教育大学教授 大石雅章
 - ⑪ 蜂須賀忠英・茂韶などの書簡を読む
元徳島県立文書館主任専門員 福田憲熙
 - ⑫ 紀行文「踊見旅日記」を読む
鳴門教育大学教授 高橋 啓



古文書保存講座「古文書の補修」

古文書保存講座(七月、二日間)

記録遺産としての古文書の保存と活用を図るための講座です。具体的には、史料管理の理論と実際について学び、古文書の補修の仕方と実習をします。

【平成十三年度の講座内容と講師】

- 第一日
 - ① 文書資料の調査・整理・活用
徳島県立文書館 宇山孝人
 - ② 徳島県立文書館の資料整理と目録作成
徳島県立文書館 金原祐樹
 - ③ 文書資料の保存科学
徳島県立博物館 魚島純一
- 第二日
 - ④ 古文書の補修
宮内庁書陵部 横山謙次

公文書管理・保存講座(九月、二日間)

公文書の管理・保存や公開の適切な運用が重要な課題になっている時期にあたり、公文書の管理・保存の現状、文書館における歴史的文化的価値を有する公文書・行政資料の保存及び利用に関する基礎的知識等を習得し、文書担当者としてふさわしい資質を身につけていただくことを目的とした講座です。行政職員を中心に、公文書管理における文書館の役割、県の「情報公開条例」の全面改正・「公文書管理規則」の制定・「文書規程」の全面改正など、自治体の文書管理について学んでいただきます。

町村合併により、かつて公文書の多くが安易に廃棄されました。歴史的文化的価値を有する公文書は残してください。

【平成十三年度の講座内容と講師】

- 第一日
 - ① 文書館における公文書の保存と閲覧
徳島県立文書館 吉成真佐人
 - ② 質問事項に対する回答コーナー
徳島県立文書館 金原祐樹
 - ③ 全国における公文書管理に関する動向
徳島県立文書館 宇山孝人
- 第二日
 - ④ 地方自治体における文書管理について
記録・史料管理研究所 代表 松本吉之助
 - ⑤ 徳島県における情報公開について
徳島県企画総務部総務課 益田裕二
 - ⑥ 徳島県における文書管理について
徳島県企画総務部総務課 黒川徹雄

歴史講座(十月～二月、全五回)

徳島の歴史や文化を学ぶために、歴史研究の第一線で活躍する先生方から、古くから現代までの徳島の歴史に関する課題を最新の研究成果に基づいてわかりやすくお話ししていただく講座です。

【平成十三年度のテーマと講師】

- ① 「古代阿波の水上交通」
徳島大学教授 丸山幸彦
- ② 「中世阿波における仏教文化」
鳴門教育大学教授 大石雅章
- ③ 「阿波豊国神社と慶長期の徳島藩」
徳島城博物館学芸員 根津寿夫
- ④ 「阿波名所図会」の文化論
鳴門教育大学助教授 赤松万里
- ⑤ 「阿波おどり」今様への軌跡
徳島城博物館初代館長 福原健生



歴史講座「古代阿波の水上交通」

古文書講座のご案内

新しく姿を変えて二コース制に!

来年度より初級と中級の二コース制にし、より充実したものにします。場所は当館講座室です。時間は午後二時から午後四時まで。受講料は無料です。

初級コース

このコースは、文語体の読み方・くずし字辞典の引き方・文字の読み方・文意の取り方を始めとして、古文書で使用する文字の基礎をじっくりと確実に学習していただくコースです。

◇講座定員 二十五名程度

◇申込み受付 三月一日～四月二十日

◇講座日程 5/11・25、6/8・22

(隔週土曜日) 7/6・20、8/3・17

8/31、9/14

の十回。

中級コース

募集は初級コースとは別にし、初級コース修了者及びある程度古文書が読める方を対象とします。講師は原則として外部講師に来ていただき、県下のさまざまな古文書を教材として学習していただきます。

◇講座定員 二十五名程度

◇申込み受付 七月十五日～八月二十日

◇講座日程 9/21・28、10/5・12

(毎週土曜日) 10/19の五回。



文録3 (1594) 年の古文書
「家政知行宛行状」(当館所蔵「渡辺家文書」)

【応募要領】

受講を希望される方は、往復ハガキに①住所 ②氏名 ③電話番号と、返信用に、ご自分の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書講座係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選させていただきます。

※詳しくは、徳島県立文書館古文書係まで御連絡ください。

文書館の利用案内

利用方法

◇閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。

◇閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。

◇資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。

◇複写サービスは実費をいただきます。

◇資料の館外貸し出しは行いません。

◇開館時間 午前九時三十分～午後五時

◇休館日

◇毎週月曜日(祝祭日の場合は翌日)

◇毎月第三木曜日

◇年末年始(十二月二十八日～一月四日)

※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇JR徳島駅から徳島市営バス・徳島バス利用(約二十五分)

◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩約三十分



文書館見学 (八万南小学校3年生)



文書館だより

第18号

平成十四年二月二十日発行
編集兼発行 徳島県立文書館
〒七七〇一八〇七〇

徳島市八万町向寺山
文化の森総合公園内
TEL(〇八八)六六八一三三〇〇
グラント印刷株式会社